

掛川市教育委員会告示第7号

掛川市文化財保護条例（平成17年掛川市条例第174号）第33条第1項の規定により、次に掲げる物件について、掛川市指定天然記念物の指定を解除したので、同条第3項で準用する第4条第4項の規定により告示する。

平成26年3月26日

掛川市教育委員会委員長 小野 恵美子

解除する物件

名 称 西大淵大松

員 数 2本

指定年月日 昭和48年3月28日

所 在 地 掛川市西大淵855

所 有 者 不明

解除の理由 倒壊枯死により、市指定天然記念物としての価値を失ったため。